

「週休2日制モデル工事」試行要領（平成30年10月 富山県土木部）

1 背景・目的

建設界における、完全週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。

2 週休2日制モデルの概要

土・日に限定せず、4週8休相当の休暇を取得した場合、週休2日を達成したものととして取り扱うこととする。

その際、完全週休2日を取得した工事とは、工事成績評定において区別して評価することとする。

『用語の定義』

完全週休2日 : 土・日に、工事現場を休工とすること。

4週8休相当 : 土・日に限定せず、1週間のうち2日間は、工事現場を休工とすること。（振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週まで取得可能とする。）

現場の休工 : 材料搬入を含め、一切の現場作業を行わない状態であり、例えば交通安全施設の点検や排水ポンプの作動確認など現場パトロールについては、休工として取り扱う。

週休2日の達成 : 達成週／総週（以下、達成率）が、80%以上であること。

達成週 : 完全週休2日あるいは4週8休相当を取得した週の数进行。

総週 : 現場事務所の設置から現場完了日（全ての現場作業が完了した日）までの週数进行。ただし、試行運用として、精算変更の設計書を起案する（受発注者間で数量を確認し合う）直前の日曜日までを対象に、週数进行。

3 試行対象工事

予定価格20百万円以上、かつ下記事項に該当する工事で、特記仕様書に「週休2日制の実施を受注の条件とする」と明示した工事 【発注者指定型】

- ・現場条件（出水期や関連工事等）に支障がないこと。
- ・災害復旧工事ではないこと。

ただし、特記仕様書に受注条件の明示がない工事（試行対象外）でも、受注者が現場着工前に、工事打合せ簿にて、週休2日制の実施を希望した場合は、受発注者協議の上、試行対象とすることができる。 【受注者希望型】

なお、港湾工事において試行を実施する場合は、受注者希望型とする。

4 試行工事の実施

4.1 発注者指定型の場合

【4.1.1 発注時】

(1) 工期設定

県で定めた標準工期試算式（工種ごと）を用いて、工期を設定する。

ただし、該当する工種が無い場合は、施工数量を日当り作業量で除し、それらの合計に作業不可能率 2.0 を乗じ、準備期間 40 日及び後片付け期間 20 日を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。

(2) 工事費の積算

敷鉄板や鋼製マット賃料等の仮設費を日数計上する場合、作業不可能率として、2.0 を用いて日数を計算する。

また、それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.05 倍

漁港工事については、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
-----	--------

ただし、高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員については補正の対象としない。

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休 2 日制モデル工事」であることを明示する。（以下の 5 記載例のとおり）

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休 2 日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 休日取得計画（実績）書の提出

受注者は、各月の履行報告書の提出にあわせて、翌月分の休日取得計画及び当月分の休日取得実績を「別紙 1」に記載して提出する（○：計画、●：実績）。

現場事務所の設置月については、施工計画書の提出までに当月分の休日取得計画を、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績を提出する。

受注者は、休日取得実績を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

(3) 「4 週 8 休」及び「完全週休 2 日」の達成率の確認

監督員は、総週分の休日取得実績書に基づき、「4 週 8 休」及び「完全週休 2 日」それぞれの達成率を確認する。

『週の考え方』

- ・月曜日から日曜日までを1つの週とする。
ただし、現場事務所の設置週については、その設置日から日曜日までを1つの週とする。

(4) 精算変更

週休2日が達成されなかった場合、監督員は、以下のとおり減額変更を行う。

- ・日数計上している仮設費の作業不可能率を1.8（舗装工事は1.9）に変更する。
- ・それぞれの経費の補正を、以下のとおり変更する。
労務費 1.00 倍
機械経費(賃料) 1.00 倍
共通仮設費 1.00 倍
現場管理費 1.00 倍

【4.1.3 工事完成後】

(1) 工事成績評定

○4週8休を達成した場合

第1次評定者は、達成率が80%以上100%未満の場合、創意工夫で1点
達成率が100%の場合、創意工夫で2点を加算する。

◎完全週休2日を達成した場合

第2次評定者は、達成率が80%以上100%未満の場合、社会性で5点
達成率が100%の場合、社会性で10点を加算する。

●週休2日を達成できなかった場合でも 減点しない。

(2) アンケート

受注者は、工事完成後14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

4.2 受注者希望型の場合

【4.2.1 契約から工事完成まで】

(1) 工期の変更

受注者は、試行工事の実施を希望する場合、現場代理人届等の提出時、工事打合せ簿により協議を行う。発注者は、試行の実施を承諾した場合、速やかに、工期を4.1.1(1)に示す方法で計算し変更する。

ただし、港湾工事については、国に準じて工期を変更しない。

(2) 工事看板の設置

発注者指定型と同様（4.1を参照）

(3) 休日取得計画（実績）書の提出

発注者指定型と同様（4.1を参照）

(4) 「4週8休」及び「完全週休2日」の達成率の確認

発注者指定型と同様（4.1を参照）

(5) 精算変更

週休2日が達成された場合、監督員は、以下のとおり増額変更を行う。

- ・日数計上している仮設費の作業不可能率を2.0に変更する。
- ・それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.05 倍

また、港湾、漁港工事については、以下のとおり増額変更を行う。

労務費	1.05 倍
-----	--------

ただし、高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員については補正の対象としない。

【4.2.2 工事完成后】

(1) 工事成績評定

発注者指定型と同様（4.1を参照）

(2) アンケート

発注者指定型と同様（4.1を参照）

5 特記仕様書への記載例

発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日制の実施を受注の条件とする。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（平成30年10月 富山県土木部）に基づくものとする。この試行要領は、富山県土木部建設技術企画課のホームページの『「週休2日制モデル工事」についてのお知らせ』から入手できる。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/index.html)

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月15日以降に作成する設計書から適用する。